

環境省告示第百六十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号二、第二号ロ及びニ並びに第三号二の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月三十日

環境大臣 長浜 博行

第二号の表中(19)を(26)とし、(18)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) ポリ（ジアルルジメチルアンモニウムクロライド）溶液

第二号の表中(17)を(23)とし、(13)から(16)までを(19)から(22)までとし、(12)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17)	テレフタル酸ジブチル	—
(18)	ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）	—

第二号の表中(11)を(15)とし、(5)から(10)までを(9)から(14)までとし、(4)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液		—
(8) オクタメチルシクロテトラシロキサンの 第二号の表中(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。		—
(5) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩のほう酸エステル 第二号の表中(2)の次に次のように加える。		—
(3) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）		—